

一般貨物自動車運送事業の

(特別積合せ運送を除く)

事業計画変更認可申請

事業計画変更届出書

施行規則 20 条又は 44 条 1 項の届出書

北陸信越運輸局長 運輸支局長		殿 殿	申請年月日	令和	年	月	日
			事業者番号	No.			
フリガナ							
申請者名							
代表者名			連絡担当者				
郵便番号			電話番号				
申請者住所							
変更認可又は届出事項							
①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車車庫 ⑤事業用自動車の種別 ⑥事業用自動車の種別ごとの数 ⑦事業廃止 ⑧事業休止 ⑨役員変更 ⑩氏名・名称又は住所 ⑪譲渡譲受終了 ⑫合併終了 ⑬分割終了 ⑭事業休止再開							
貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項							
ア. 貨物自動車利用運送をする・しない イ. 営業所 ウ. 業務の範囲 エ. 保管施設 オ. 利用する運送事業者							
変更項目	(新)			(旧)			
(変更理由)							

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 No. ()

都市計画法照会 有 ・ 無

支局受付印	本局受付印
-------	-------

令和 年 月 日 (No.)

処理予定期間 令和 年 月 日迄

補正期間 令和 年 月 日

~令和 年 月 日 (日間)

別 紙

1. 事業用自動車の種別及び各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

(1) 普通自動車

	(新)					(旧)				
	普通	小型	けん引	被けん引	計	普通	小型	けん引	被けん引	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

(2) 霊柩自動車

	(新)					(旧)				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

2. 変更する自動車の明細

所属営業所	増車・減車の別	最大積載量	年式	所属営業所	増車・減車の別	最大積載量	年式
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	

3. 増車・(減車) 予定日

令和 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積 (概算)

積載トン数	1両あたり必要収容能力	車両数	必要面積計	認可収容能力
7.5トンを超えるもの	38㎡	両	㎡	㎡
2.0トンを超~7.5トンまで	28㎡	両	㎡	
2.0トンロング	20㎡	両	㎡	
2.0トンまで	15㎡	両	㎡	
合計		両	㎡	

注) ①「必要面積」÷「認可収容能力」>0.9の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。

②「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更(認可)手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

〈一般貨物自動車運送事業(特別積合せ運送を除く) 事業計画変更認可申請及び事業計画変更届出書並びに施行規則 20 条又は 44 条 1 項の届出書の記載方法及び留意事項〉

1. この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑨役員変更、⑩氏名・又は住所を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続きを定める省令」に基づく様式によることとなります。

また、事業用自動車の種別毎の数の変更事前届出として使用することもできます。

2. 申請者の概要欄（申請書上段）の記載について

(1) 申請者名・代表者名・・・法人の場合は、商号（法人名）及びその代表者名を、個人の場合は氏名のみ記入して下さい。

(2) 申請者住所・・・既存法人の場合は登記簿謄本上の本店所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記入して下さい。

3. 事業計画欄（申請書中段）の記載について

(1) 変更項目・・・上段に記載されている中から変更又は届出事項に該当する項目を選び、その番号を記入して下さい。

(2) (新)・(旧)の別・・・①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車車庫に変更が生じた場合は、次の表を参考に記入して下さい。

変更項目	(新) 変 更 後	(旧) 変 更 前
①	新しい主たる事務所の名称・位置	現在の主たる事務所の名称・位置
②	新しい営業所の名称・位置	現在の営業所の名称・位置
③	新しい休憩・睡眠施設の位置・収容能力	現在の休憩・睡眠施設の位置・収容能力
④	新しい自動車車庫の位置・収容能力	現在の自動車車庫の位置・収容能力

注) ②③④は、変更になった部分のみ記入して下さい。

⑤事業用自動車の種別・・・普通自動車か霊柩自動車の別で認可事項（普通自動車 ↔ 霊柩自動車）

⑥事業用自動車の種別毎の数（増、減車等）

・・・(新)欄に「別紙のとおり」と記入の上、具体的内容を「別紙」に記入して下さい。

※ 別紙の「4. 車庫の必要面積」の「1両あたりの必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更（認可）手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

⑦事業廃止・・・(新)欄に廃止年月日を、その理由を下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑧事業休止・・・(新)欄に休止年月日と休止予定期間を、その理由は下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑨役員変更・・・(新)欄は新たになった役員を、(旧)欄は退任した役員を、また、変更年月日を下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑩譲渡譲受終了

⑪合併終了

⑫分割終了

・・・(新)欄に終了年月日を記入して下さい。

⑬事業休止再開・・・(新)欄に再開年月日を記入して下さい。

※ 変更項目が書ききれない場合は、用紙を追加して下さい。

(3) 添付書類については、下記一覧表を参考に添付して下さい。

変更項目番号	添付書類
②④	事業用自動車の運行管理体制を記載した書面（※運行管理体制が変更になる場合） （営業所の新設（増設に限る）、営業所の変更（移設に限る） 、自動車車庫の増設、自動車車庫の位置の変更（移設に限る））
②③④	事業の用に供する施設の使用権原を証する書面 （自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等）
②③④	都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書
②③④	営業所・自動車車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取り図、平面（求積）図
②③④	事業遂行上適切な施設であることがわかる写真
②④	行政処分を受けたことがない旨の宣誓書（営業所の新設（増設に限る） 、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。））
④	道路幅員証明書等（国道の場合は不要）
②④⑥	事業計画変更のうち、事業規模の拡大となる申請にかかる宣誓書（平成15年2月28日付け北陸信越運輸局長公示第110号：事業計画の変更認可等1.（1）③に該当する場合に限る）
⑥	事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっての宣誓書（増車を行う場合に限る）
⑨	貨物自動車運送事業法第5条（欠格事由）いずれにも該当しない旨の宣誓書（新任役員）
⑪⑫⑬	事業用自動車の一覧表又は車検証の写し
⑪⑫⑬	設立法人、増資計画をした法人は登記簿謄本（写し可）

4. 貨物自動車利用運送の事業計画欄（申請書下段）の記載について

(1) 変更項目・・・上段に記載されている中から変更認可又は届出事項に該当する項目を選び、その番号を記入して下さい。

(2) (新)・(旧)の別・・・アの貨物自動車利用運送を新規で始める又はやめる場合は、「する」・「しない」に○をつけて下さい。その他は次の表を参考に記入して下さい。

変更項目	(新) 変更後	(旧) 変更前
イ	新しい営業所の名称・位置	現在の営業所の名称・位置
ウ	一般事業もしくは宅配便事業	一般事業もしくは宅配便事業 (新規で始める場合は、無と記入して下さい。)
エ	新しい保管施設の所在地、面積、構造、付属設備	現在の保管施設の所在地、面積、構造、付属設備（新設の場合は無と記入して下さい。)
オ	新しい運送事業者の名称、住所等	現在の運送事業者の名称、住所等

注) 変更になった部分のみ記入して下さい。

(3) 添付書類は、下記一覧表を参考にして下さい。

変更項目	添付書類
ア「する」	行政処分を受けたことがない旨の宣誓書
ア「する」	事業計画変更のうち、事業規模の拡大となる申請にかかる宣誓書
イ、エ	事業の用に供する施設の使用権原を証する書面 （自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等）
イ、エ	都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書
イ、エ	事業の用に供する施設の案内図、見取り図、平面（求積）図
オ	利用する運送事業者との運送に関する契約書の写し

注) 既に認可になっている営業所をあらたに貨物自動車利用運送で使用する場合は、②③④の書類は省略できます。

運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- ① 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。 該当する 該当しない
- ② 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。 該当する 該当しない
- ③ 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。 該当する 該当しない
- ④ 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。) 該当する 該当しない

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	差 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100

令和 年 月 日

住 所 _____

氏名又は名称 _____

代 表 者 _____